

# 海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規  
則

**2007年 第2回 一部改正**

2007年9月27日 規則 第44号

2007年7月2日 技術委員会 審議

2007年7月24日 理事会 承認

2007年9月20日 国土交通大臣 認可

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

### 3編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 3章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

##### 3.2 船体構造

###### 3.2.5 貨物油ポンプ室の保護（附属書I第22規則関連）

-5.として次の1項を加える。

-1. 載貨重量5,000トン以上の油タンカーの貨物油ポンプ室には、二重底を設けなければならない。それぞれの二重底タンク又は区画の深さは、いかなる横断面においても貨物油ポンプ室の底部と船舶の基線との距離 $h$ が以下に示す値の、何れか小さい方の値以上としなければならない。ただし、いかなる場合も $h$ は1m以上としなければならない。なお、距離 $h$ は基線の法線方向に測ること。

$$h = B/15 \quad (m)$$

$$h = 2 \quad (m)$$

-2. 貨物油ポンプ室の船底外板が-1.で要求される最小高さ以上、基線より上方となっている場合（例えば、ゴンドラ船尾）、当該ポンプ室に二重底を設ける必要はない。

-3. バラストポンプを貨物油ポンプ室に備える場合、当該ポンプは、二重底タンクからの効果的な吸引を確保するために適切な配置としなければならない。

-4. -1.及び-2.の規定にかかわらず、貨物油ポンプ室が浸水した場合にもバラスト及び貨物油管装置の機能が損なわれることがないと認められる場合、当該ポンプ室に二重底を設ける必要はない。

-5. 貨物油ポンプ室二重底に設けるビルジウェルは、距離 $h$ で定義された境界線より下方の二重底内に突出させることができる。ただし、ウェルはできる限り小さくし、かつ、ウェル底部と船底外板との距離は $0.5h$ 以下としてはならない。

##### 3.3 設備、配管等

###### 3.3.2 排出設備（附属書I第30規則関連）

-2.を次のように改める。

-1. ダーティバラスト水又は油により汚染された水を受入れる施設に連結される排出用マニホールドは、暴露甲板上の両舷に配置しなければならない。

-2. バラスト水又は貨物タンク区域で発生した油により汚染された水の海洋への排出のための配管は、暴露甲板又は船側の最も深いバラスト状態における喫水線より上の位置まで導かれていなければならない。~~ただし、次の(1)又は(2)の場合を除く~~については、これと異なる配管から排出することが認められる。ただし、2007年10月1日以降に建造契約が行われるタンカーについては、この場合にあっても、船側の最も深いバラスト状態における喫水線より上の位置まで導かれる排出管を設けなければならない。

- (1) 分離バラスト及びクリーンバラストの排出のための配管については、排出直前、当該バラスト水の表面を点検できる措置が講じられ、かつ、港内若しくは沖合係留施設において排出するか、洋上において重力のみで排出するか、又は本会が適当と認める方法により洋上においてポンプによりバラスト水交換を行う場合。
- (2) 排出直前に当該バラスト水を点検できるような **3.3.1-7**に規定する油水境界面検出器を備え、かつ、洋上において重力のみで排出する場合。ただし、この場合であってもスロップタンクからの排出のための配管は、暴露甲板又は船側の最も深いバラスト状態における喫水線より上の位置まで導かれていなければならない。

-3. 前-1.に規定されているマニホールド及び-2.に規定されている管からの流液を目視で監視できるような上甲板又はそれより上の位置で、海域への流液の排出を停止できる設備を備えなければならない。ただし、電話又は無線電話システムのような確実な連絡装置が当該監視場所と排出制御場所の間に備わっている場合には、この限りでない。

-4. 前-1.から-3.に規定するものに加えて、載貨重量 20,000 トン以上の原油タンカー及び載貨重量 30,000 トン以上のプロダクトキャリアには、次の(1)及び(2)に掲げる排出設備を備えなければならない。

- (1) 貨物油管は、管内の残油が最小になるように配管すること。
- (2) 必要に応じストリップ装置に連結すること等によって、揚荷後、貨物ポンプ及び貨物油管の内部から残油抜きをする手段が講じられること。当該残油は、陸上及び貨物タンク又はスロップタンクの両方に送られることができ、陸上に送るためにマニホールド弁の外側に次に示す式の値以下の断面積を有する小口径管を設けること。

貨物油揚荷主管断面積×0.1

-5. 総トン数 150 トン以上の油タンカーにおいて、貨物油管装置がシーチェストと恒久的に接続される場合、当該管装置には、シーチェスト付き弁の船内側にシーチェストと貨物油管装置を分離する弁を備えなければならない。また当該管装置には、これらの弁に加え、貨物油の積載時、移送時及び荷揚時にシーチェストを貨物油管装置から分離し、かつ、シーチェスト付き弁と船内側の弁の間の管内に貨物油が滞留することを防止する適切な手段を備えなければならない。

## 附 則

1. この規則は、2007年10月1日から施行する。

---

# 海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要  
領

2007年 第2回 一部改正

2007年9月27日 達 第46号

2007年7月2日 技術委員会 審議

2007年9月27日 達 第46号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

### 3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 1 章 通則

#### 1.2 一般

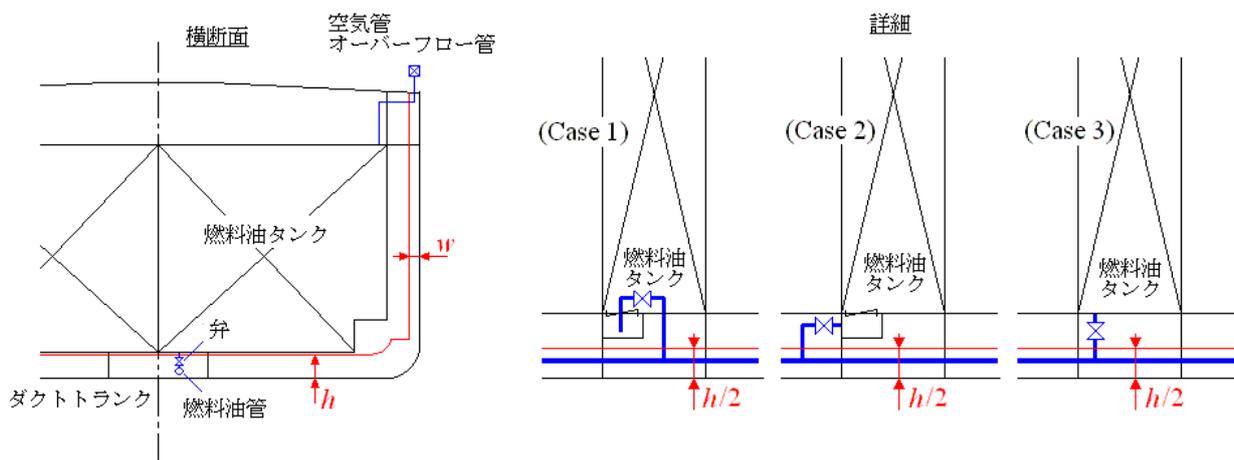
1.2.3 を次のように改める。

#### 1.2.3 燃料油タンクの配置

-1. 規則 3 編 1.2.3-8.に規定する「弁又は同様の閉鎖装置」(以下、「弁」という。)については、次の(1)から(3)によること。

- (1) 規則 3 編 1.2.3-5.及び-6.又は-7.の規定に基づき配置される燃料油タンクの弁は、規則 3 編 1.2.3-9.のサクシジョンウェルの位置に倣うこと。(図 3.1.2-1.参照)
- (2) 規則 3 編 1.2.3-10.の規定に基づき配置等が決定される燃料油タンクの弁は、規則 3 編 1.2.3-5.に規定する  $h$  又は-6.若しくは-7.に規定する  $w$  の範囲内に設けることができる。
- (3) ただし、いずれの場合においても当該燃料油タンク 隔壁直近に設けること。

図 3.1.2-1.



-2. 規則 3 編 1.2.3-8.の適用上、空気管及びオーバーフロー管については、「燃料油の管系統」とみなすことを要しない。

-3. 規則 3 編 1.2.3-10.に規定する平均油流出量指数は、区画配置が左右対称であることを前提としており、規則 3 編 1.2.3-10.(6)に規定する  $y$  の値は、船舶全体として統一的にいずれかの舷の船側から測る。区画配置が左右非対称である場合については、上記  $y$  の値を

右舷船側からの距離とした場合と左舷船側からの距離とした場合についてそれぞれ油流出量指数を計算し、その平均値により評価すること。

## 4 編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための 構造及び設備

### 2 章 構造及び設備

#### 2.2 構造及び設備の設置要件

2.2.2 として次の 1 条を加える。

##### 2.2.2 X 類物質, Y 類物質又は Z 類物質を運送する船舶の要件

規則 4 編 2.2.2 の適用上, 2007 年 10 月 1 日以降にバルクケミカルコード 3.9(b), 4.9.2 及び 4.11.2 の規定に関連する改造を行う又は同日以降に同規定が適用される貨物を初めて積載する場合, バルクケミカルコードの適用に際しては, IACS 統一解釈 CC1, CC2 及び CC3 によること。

#### 附 則

1. この達は、2007 年 10 月 1 日から施行する。